

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 26 年度
計画主体	南牧村

南牧村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名：南牧村振興整備課

所 在 地：南牧村大字大日向 1098

電 話 番 号：0274－87－2011（代）

F A X 番 号：0274－87－3628

メールアドレス：pub02574@vill.nannmoku.gunma.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンザル、ノネズミ
計画期間	平成 26 年度～平成 28 年度
対象地域	南牧村一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（平成 24 年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	コンニャク、馬鈴薯、甘薯	157.6 万円 79a
ハクビシン	トウモロコシ、ハウレンソウ	42.5 万円 20a
ニホンジカ	(ヒノキ)、(スギ)、ハウレンソウ、いんげん豆、花木	53.9 万円 25a (100 万円) (8.0ha)
ニホンザル	大根、柿	0.1 万円 1a
ノネズミ	馬鈴薯、甘薯、豆	0 万円 0ha

(2) 被害の傾向

イノシシ	主に、村内全域の山沿いを生息地域としていたが、近年は、人家付近まで進出しており農産物の被害が、増えてきている。
ハクビシン	ここ数年村内の被害が急増している。主にトウモロコシ、ハウレンソウ等の被害が拡大している。生息範囲も拡大している。
ニホンジカ	村内の山沿いを生息地域としていたが、近年は人家付近まで進出し、農作物の被害が拡大している。
ニホンザル	村内に群れは無いが、周辺市町村の群れからはぐれたサルが出没しており、野菜を中心に被害が出ている。
ノネズミ	平成 18 年度において近年例にない異常発生があり、甘薯、馬鈴薯、豆の被害がでた。今後も警戒が必要。

(3) 被害軽減目標

目標	現状値（平成 24 年度）		目標値（平成 28 年度）	
イノシシ	157.6 万円	79a	100 万円	50a
ハクビシン	42.5 万円	20a	30 万円	15a
ニホンジカ	53.9 万円	25a	35 万円	16a
ニホンザル	0.1 万円	1a	0.07 万円	0.7a
ノネズミ	0 万円	0a	0 万円	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	1. イノシシ 野菜畑の食害や掘り起こし等の被害が拡大し、狩猟期間以外には捕獲檻、くくり罠等を活用した有害捕獲を実施してきた。 捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。	人家周辺まで生息範囲が拡大しており、銃器による捕獲が困難となっている。
	2. ハクビシン トウモロコシ、ハウレンソウ等の野菜畑の食害や掘り起こし等の被害が拡大し、小型捕獲檻を活用しての捕獲体制を整備した。	生息範囲は、村内全域に広がっており、捕獲の担い手が不足している。
	3. ニホンジカ 野菜畑の食害が、深刻な状態であることから狩猟期間以外では、くくり罠を活用した有害捕獲を行っている。	個体数が、徐々に増え、罠にも掛かりづらく、人数を要しても捕獲が困難である。
	4. ニホンザル 近隣市町村の群れから追い払われたサルによる野菜の食害がある。防止対策はないが、見受	群れでの生息は確認していないため具体的な対策は実施していないが、定着を防ぐため追い払いを

	けられた場合は、追い払いを行っている。 5. ノネズミ 生態調査を実施し、関係機関と連絡を密にしながら対策を行っている。	強化しなければならない。 生態調査を進めるため関係機関と連絡を密に行う。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカによる対策として補助事業や村費補助を活用して電気柵、金網柵、ネット等による防除を実施し圃場への侵入を防いだ。	電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行うなど管理しなければならず、高齢農家には負担が大きい。

(5) 今後の取り組み方針

イノシシについては、農作物被害を減少させるため、農地と山林との境界に侵入防止柵等の設置や、追い払い体制を検討したい。

ハクビシンについては、電気柵や、防除ネットによる被害防止策を検討したい。

ニホンジカについては、防護柵による防除と罟、銃器の捕獲体制を検討したい。

ニホンザルについては、追い払い体制の強化。

ノネズミについては、関係機関と連携し生息調査する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

第11次県鳥獣保護管理事業計画により設置している、村有害鳥獣捕獲隊の隊員を鳥獣被害対策実施隊とすることにし、具体的には次のとおりとする。

1. イノシシ・ハクビシン・ニホンジカ
有害鳥獣捕獲隊及び実施隊の管轄区域を担当地区として、捕獲業務を担うものとする。
2. ニホンザル
近隣市町村の群れから追払われた単独行動のサルが定着しないよう追払う。
3. ノネズミ
農地に関係機関と協力しトラップを設置し捕獲生態調査を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
26	イノシシ	ワイヤートラップを使用し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ハクビシン	被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを使用し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	ノネズミ	生態調査により発生状況の把握を行う。
27	イノシシ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ハクビシン	被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	ノネズミ	生態調査により発生状況の把握を行う。
28	イノシシ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ハクビシン	被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等の捕獲者の育成又は推進を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	ノネズミ	生態調査により発生状況の把握を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシについては、近年は減少傾向であったが、平成 23 年度の年間捕獲数が 9 頭に対し、平成 24 年度の捕獲数が 17 頭と急激に増えており、今後の被害拡大が危惧される。民家付近まで出没しており、被害発生時期は農作物の収穫時期の秋が特に多い。捕獲隊による捕獲に力を入れる。	
ハクビシンについては、平成 23 年度の年間捕獲数が 20 頭に対し、平成 24 年度は、35 頭と急激に増えている。住宅周辺に出没し生活被害も見受けられることから、小型捕獲檻による捕獲・防除を行う。	
ニホンジカについては、平成 23 年度の年間捕獲数が 50 頭であったが、平成 24 年度の捕獲数は 73 頭であり、生息頭数が増えつつある。目撃情報も民家付近の情報が多くなってきており、最も被害件数の多い鳥獣のため、捕獲隊及び実施隊による捕獲・防除に特に力を入れる。	
ニホンザルについては、群れから追払われた単独行動のサルの被害が、民家周辺で被害が出ている。平成 24 年度については、目撃情報が多数寄せられているものの被害の報告は無い。捕獲隊及び実施隊による追払いに力を入れる。	
ノネズミについては、平成 18 年度に大量発生し農家住宅では、一晩に 30 匹近いノネズミが捕獲されたとの情報が寄せられた。農作物被害では、馬鈴薯、甘薯、豆類に集中している。平成 24 年度は、比較的被害は出ていなが、圃場での生態調査を関係機関と連絡しながら行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数		
	26 年度	27 年度	28 年度
イノシシ	20 頭	20 頭	20 頭
ハクビシン	30 頭	40 頭	40 頭
ニホンジカ	70 頭	100 頭	100 頭
ニホンザル	1 頭	10 頭	10 頭
ノネズミ	10 匹	10 匹	10 匹

捕獲等の取組内容
イノシシについては、毎年農作物被害が農家より年間通じて寄せられるため、狩猟期間を除く約 9 ヶ月間捕獲檻とワイヤートラップによる捕獲を行う。
ハクビシンについては、果樹生産農家や生活被害対策として狩猟期間を除く約 9 ヶ月間捕獲檻による捕獲を行う。
ニホンジカについては、農作物被害対策として狩猟期間を除く約 9 ヶ月間ワイヤートラップによる捕獲を行う。

ニホンザルについては、被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追払いを行う。

ノネズミについては、関係機関と連絡を密に調査を行う。

(4) 許可権限移譲

対象地域	対象鳥獣
	平成11年4月1日及び平成20年4月1日付けで権限移譲されており該当なし。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m
ハクビシン	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26	ニホンザル	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。
27	ニホンザル	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。
28	ニホンザル	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南牧村	実施隊、警察等と連携し、捕獲許可や状況の確認等を行なう。
鳥獣被害対策実施隊	市町村、警察等と連携し、捕獲を行う。
警察	必要に応じ捕獲の立ち合い又は実施隊と協力し捕獲等の協力を行う。
富岡環境森林事務所	必要に応じ技術供与と指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの報告を受け、市町村が状況を確認し実施隊による捕獲を行う。必要に応じ警察や森林事務所等の協力を要請し対処する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	南牧村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
南牧村	集約した情報のまとめや対策の指示。
南牧村猟友会	鳥獣の捕獲、駆除、追払い、情報の提供
南牧村農業委員会	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に務める。
西部農業事務所富岡地区農業指導センター	技術供与と指導。協議会での助言。
富岡環境森林事務所	技術供与と指導。協議会での助言。
甘楽富岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
南牧村議会議員	住民からの要望等の集約、報告。
南牧村森林組合	技術供与と指導。協議会での助言。
各生産組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
南牧村農事組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
群馬森林管理署	技術供与と指導。協議会での助言。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（ハクビシン、ノネズミ）
鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

第11次鳥獣保護管理事業計画による設置している南牧村有害鳥獣捕獲隊の隊員を特措法第9条に定める鳥獣対策実施隊対象鳥獣捕獲員として任命し、担当する地域の対象鳥獣5種類の捕獲を担うこととする。

なお、罝免許を所有する農業者については、その地域を担うことにする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、捕獲隊員及び実施隊員にその処理を委ねることとする。

ハクビシン、ノネズミについては、群馬県立自然史博物館において、学術研究に利用する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項